第二号ロの表に次のように加える。

三正工業株式会社	東京都葛飾区白鳥四丁目二番十五号	機械加工
株式会社山将	兵庫県神戸市西区森友五丁目三十三番地	非加熱性水産加工食品製造業

○国税庁告示第三号

租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第六十六条の十一の二第八項の規定に基づき、同条第三項に規定する認定特定非営利活動法人を公示する件（平成十三年国税庁告示第十号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年二月十五日

国税庁長官　川北　力

別表に次のように加える。

法人の名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	認定の有効期間
特定非営利活動法人あいち骨髄バンクを支援する会	愛知県名古屋市東区矢田二丁目二番十五―四〇三号	森島　泰雄	平成二十三年二月十六日から平成二十八年二月十五日まで
特定非営利活動法人消費者機構日本	東京都千代田区六番町十五番地	芳賀　唯史	平成二十三年二月十六日から平成二十八年二月十五日まで
特定非営利活動法人日本医療政策機構	東京都千代田区永田町一丁目十一番二八号相互永田町ビル	黒川　清	平成二十三年二月十六日から平成二十八年二月十五日まで

○農林水産省告示第三百九十九号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の十において準用する同法第十七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり登録外国認定機関を登録したので、同法第十九条の十において準用する同法第十七条の二第三項の規定に基づき公示する。

平成二十三年二月十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　登録年月日及び登録番号

平成二十三年二月一日　第二十八号

二　登録外国認定機関の名称及び住所

セルティメックス　メキシコ合衆国オアハカ州オアハカ市　エヒード・グアダルーペ・ビクトリア　カジェ・ディエシセイス・デ・セプティエンブレ　ナンバー二百四

三　登録外国認定機関が認定を行う農林物資の種類

有機農産物及び有機加工食品

四　登録外国認定機関が認定を行う区域及び認定を行う登録外国認定機関の事業所の所在地

(1)　認定を行う区域

メキシコ

(2)　認定を行う事業所の所在地

メキシコ合衆国オアハカ州オアハカ市　エヒード・グアダルーペ・ビクトリア　カジェ・ディエシセイス・デ・セプティエンブレ　ナンバー二百四

○農林水産省告示第四百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年二月十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　岡山県真庭市黒田字中谷奥一一二〇の二、字仮倉奥一五二四、一五二九の二、一五三〇の一、一五三〇の二、一五三〇の四、一五三二の一、一五三二の四から一五三二の六まで、一五三四の一、一五三四の二、美作市大聖寺字錠谷西平九三の一、字錠谷頭一二一の一、一三二の一、宇ウ子畑一二四の一、字錠谷東平一三〇の一から一三〇の六まで、一三〇の八、一三〇の九

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岡山県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年二月十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　栃木県鹿沼市草久字中川原一四三四、一四三六の一、四六一九の一、四六二〇から四六二二まで、四六二七、四六二八、四六三〇、四六三三の二、四六三四、四六三五、字古越路一七〇九、字押越二一五七、二一五八の一、二一九一、四六七一から四六七三まで、字緒足ノ沢四六三二の一、四六三二の二、四六三六の一、四六三六の二、字柄沢四六三七、四六四〇、字下南四六四六から四六四九まで、字中南四六五〇、四六五一、四六五二の二、字上南四六五三から四六五六まで、字屋敷裏四六五七の一、字森ノ上四六五八、四六六〇、四六六一の一から四六六一の三まで、四六六二から四六六五まで、字石平四六七七から四六七九まで、字古越路沢四六八〇の一、四六八〇の二、四六八一から四六八六まで、四六八七の一、四六八七の二、四六八八、字細木立四六九四、四六九五、四六九六の一から四六九六の六まで、四六九七、四六九八の一、四六九八の二、四六九九、四七〇〇、字蓬平四七一一の一、四七一一の二、四七一二の一、四七一三の一、四七一三の二、字古越路山四七四三の一、四七四三の三から四七四三の一一まで、四七四三の二三から四七四三の三二まで

二　指定の目的　水源のかん養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を栃木県庁及び鹿沼市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年二月十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　栃木県那須烏山市向田字大平山二〇一の一四

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

字大平山二〇一の一四（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を栃木県庁及び那須烏山市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第四百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十三年二月十五日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　保安林の所在場所　栃木県那須郡那珂川町小砂字湯沢三〇九九の一、三〇九九の三

二　指定の目的　土砂の流出の防備